

念 書

学校法人亜細亜学園の体育施設を借用するにあたり、下記の事項を全て読んだ上で、十分に理解し、厳守することを念書の提出をもってお約束いたします。

- 本念書に違反した場合は、利用の拒否、利用許可の取消し又は以後の利用禁止措置等、貴学の指示に従います。
- 利用団体、後援・共催団体、講演者、支援者等、参加団体・関係者の中に反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係を有する者はいません。
- 利用目的、その他の申請内容に虚偽等があった場合は、当該利用許可の取消し及び以後の利用禁止措置を受け入れます。
- 利用料金等は、必ず所定の期日までに納入します。納入しない場合は、利用許可を取り消されても異議・申し立てはいたしません。
- 利用者の都合により施設の全部若しくは一部の利用中止又は利用時間若しくは人員等に変更が生じた場合は、利用日の3日前(休業日を除く)までに申し出ます。また、利用料金等を納入後、中止又は変更による返金が無いことを了承します。
- 虚偽等の申請内容に基づき、利用料の減免措置を受けて施設を利用した場合、直ちに正規料金を納入するとともに、以後の利用禁止措置等を受け入れます。
- 体育施設の利用権利を譲渡・転貸しません。
- 施設利用日前又は当日に貴学敷地内及びその周辺において、不測の事態が発生した場合又は発生すると予想される場合は、貴学からの利用中止等の指示に従います。
- 貴学の業務遂行上、やむを得ない事情が生じた場合は、利用の日時若しくは体育施設の変更又は利用許可の取消しの指示に従い、そのため、利用者に損害が生じて、貴学がその責を負わないことを了承します。
- 安全対策を十分に講じ、必要に応じて警備の手配は利用者で行い、貴学関係者、参加者等に混乱、事故等が発生しないよう努めます。体育施設利用に際して事故等が発生した場合は、貴学にその責を求めず、利用者として一切の責を負います。
- 許可証の交付後又は利用中であっても、貴学の都合や管理上やむを得ない事由が生じたとき、もしくは念書に反する行為があった場合は、許可の取り消し又は利用の中止をすることがある事を理解します。また、利用者はこれに対し、異議又は損害賠償を申し立てません。
- 体育施設利用に際して施設・付属設備及び備品に毀損、汚損又は紛失があった場合は、その損害を現物又は代金をもって弁償いたします。
- 施設内での貴重品の管理は利用者で行い、盗難などの損害等については利用者として一切の責を負います。
- 貴学の風紀を乱す行為及び公序良俗に反する行為並びに貴学の業務・授業等の正常な運営・遂行に支障をきたす行為はいたしません。
- 貴学に許可なく、貴学敷地内において、テレビ、新聞等の取材、放映及びインターネット配信等を行いません。
- 催事の開催場所案内として貴学名称等を公表・利用する際は、貴学が主催・共催・後援の場合を除き、利用団体、競技会等が貴学と関係あるとの誤解を招かないように十分配慮します。
- 貴学に許可なく、体育施設で収録した映像、音楽その他のコンテンツに貴学名称等を使用しません。
- 貴学に許可なく、体育施設に特殊設備を施しません。また、体育施設内の備品を移動した場合は、必ず元に戻します。
- 喫煙は所定の場所で行います。また、裸火・危険物は持ち込みません。
- 定められた場所以外への張り紙はいたしません。また、営業を目的とする物品の販売及び陳列はいたしません。
- 貴学に許可なく、貴学敷地内において、ちらし・ビラ配布・募金活動・勧誘等を行いません。
- 利用日当日は体育施設利用許可証を携帯し、不正又は無効の体育施設利用許可証を使用しません。
- 体育施設利用許可証に記載された施設、期日、目的等を厳守し、施設利用時間中は、代表者又は利用責任者が会場に立ち会います。
- 利用団体で発生したゴミ等については各自にて持ち帰り、貴学敷地内に投棄いたしません。
- 近隣住民に配慮した利用(大音量の音声使用、大規模の応援行為、その他配慮に欠けた行為等)を厳守し使用いたします。
- 本念書、申請書、付随する文書等の記載事項を体育施設貸出の目的のために関係部署で利用することに同意します。

年 月 日

亜細亜大学 学生部長 殿

利用団体名

申込責任者

役職・氏名

代表者

役職・氏名

利用責任者

役職・氏名

連絡先(メールアドレス):

携帯電話:

㊞

㊞

㊞

㊞